

雨水浸透阻害行為の許可等

流域内で行う一定規模(1000 m³)以上の雨水の流出量を増加させるおそれのある行為(「雨水浸透阻害行為(注)」といいます。)を行う場合には、東大阪市長の許可が必要です。(特定都市河川浸水被害対策法第30条)

(注) 雨水浸透阻害行為とは…

- ・ 宅地化

宅地等以外の土地(田畑、山地及び林地等)を宅地等(宅地、道路、鉄道線路など)にするために行う土地の形質の変更

- ・ 土地の舗装

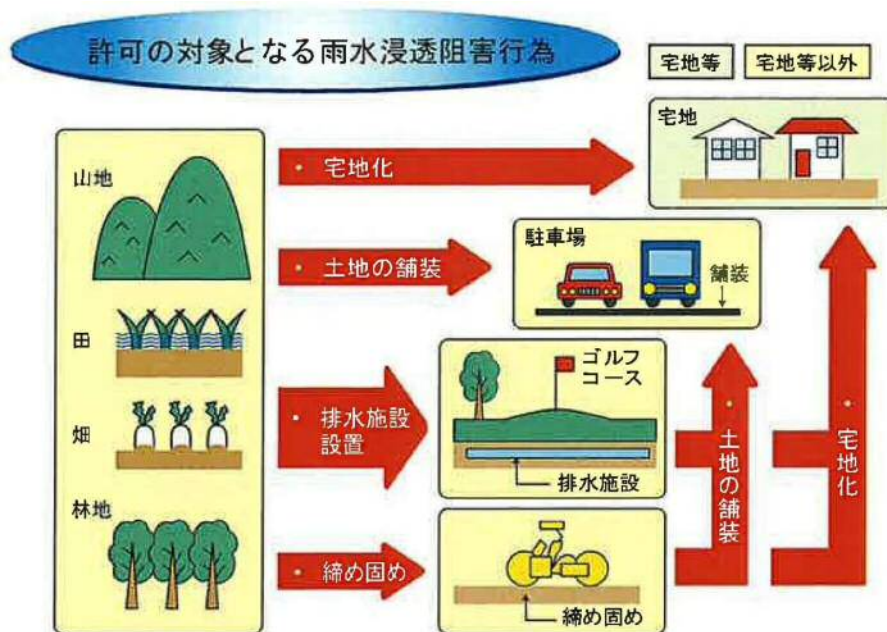
宅地等以外の土地を不浸透性の材料で覆う

- ・ 排水施設設置

ゴルフ場、運動場等(排水施設を伴うもの)の新設・増設

- ・ 土地の締め固め

ローラー等の建設機械を用いて土地を締め固める



《 流域内に既にお住まいの方やこれからお住まいになる方へのお願い 》

- 流域内のお住まいの方、又は事業を営む方は、浸水被害の防止を図るため、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めるようできる限りご協力をお願いします。
- 早期に浸水被害の防止を図るため、河川管理者、下水道管理者、大阪府、流域内の市が一体的に浸水被害対策に取り組むこととしています。公的機関が行う事業にご協力ください。
- 特定都市河川流域では、1000 m³以上の雨水浸透阻害行為について許可を必要としています。1000 m³未満の許可を必要としない雨水浸透阻害行為を行う場合にも雨水の流出抑制対策の実施にご協力ください。
- 防災調整池を所有、管理されている方は、雨水を一時的に貯留するという防災調整池が有する機能の維持にご協力ください。